

岡山県耐震改修促進計画の概要

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることなどによって、地震による人的及び経済的被害を軽減することを目的とし、平成27年度までの10年間の目標とその取組方針を定めます。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標(目標年次は平成27年度)

(1) 住宅 平成17年度末の耐震化率67% → 目標の耐震化率90%

(2) 特定建築物

区 分			H17年度末 の耐震化率 (%)	目標の 耐震化率 (%)
多数の者が 利用する 建築物	1 災害時の応急活動及び復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署等で地域防災計画等で定めるもの	48	100
	2 災害時に救助活動の拠点となる建築物	公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画等で定めるもの	50	80
	3 不特定多数の者が利用する建築物	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等で法の指示対象建築物	61	80
	4 その他の建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	69	80
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物			70	85

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
- ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要
- ・耐震改修の実施を促すための環境整備
- ・地震時の総合的な安全対策に関する事項
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
- ・特定優良賃貸住宅等の活用に関する事項
- ・地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ・地震防災マップの作成・公表
- ・相談体制の整備及び情報提供の充実
- ・パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・町内会等の取組の推進
- ・耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

4 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

- ・耐震改修促進法による指導等の実施
- ・建築基準法による勧告又は命令等の実施

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- ・市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
- ・岡山県建築物耐震対策連絡会議のもとでの本計画の着実な推進
- ・関係団体との連携
- ・その他